

函館チェスサークル 会則

第1条 (名称)

本会は日本チェス協会（JCA）函館支部であり、函館チェスサークルと称する。

第2条 (目的)

本会は頭脳スポーツとしてチェスの研鑽および普及活動を行う。
また、その活動を通して地域交流の輪を広げることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は目的達成のため、次の事業を行う。
(1) 函館チェス教室、函館チェスサークル例会の運営
(2) チェス大会の運営
(3) チェスの普及活動

第4条 (会員)

本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は申し出により次の会員となることができる。

- (1) 正会員： JCA会員
- (2) 準会員： 非JCA会員
- (3) 名誉会員：総会で認められた者

第5条 (役員)

本会には次の役員4名を置く。役員は同時にJCA函館支部基本メンバーであり、他のクラブ、サークルの会員でない者から選出する。任期は1年とし、再任を妨げない。副代表は代表が執務不可能なときに代行する。

- (1) 代 表 1名 (2) 副代表 1名あるいは2名 (3) 会 計 1名

第6条 (総会および役員会)

本会の目的達成のために、代表は必要に応じて次の会議を召集する。

- (1) 総会 (予告から1ヶ月以上であれば参加者数にかかわらず成立する最高決定機関)
- (2) 役員会 (役員2名以上で成立。通常は役員会が会を運営する)

第7条 (会費)

正会員、準会員ともにサークル年会費を2,000円、学生以下は年会費を1,000円とする。ただし、次の場合に年会費を減額、あるいは減免の措置をとる。

- (1) 例会に一切参加しない者、および函館大学学生は、年会費無料
- (2) 例会に参加し始めてから1ヶ月以内の者は見学者扱いとし、年会費無料
- (3) 総会が名誉会員と認めた者は、年会費無料
- (4) 10月以降に会員、あるいは準会員になった者は、年会費半額
- (5) その他、総会で減免が認められた場合

本会則は、2009年2月9日制定、施行
2009年6月1日改正、施行
2010年5月24日改正、施行
2012年4月1日改正、施行

函館チェスサークル 総会議案

(1) 役員改選について

- ・昨年度どおり今年度の役員は次の4名としたい。
- ・代表：佐々木 翼、副代表：金城 康弘、山田 明弘、会計：松浦 誠

(2) 会則の改訂について

- ・第7条に（5）を加えたい。（別紙会則を参照）

(3) 会費の減免について

- ・来年度も今年度と同様に会費は無料としたい。（会則第7条（5）より）

以上、4月8日の総会に提案します。 平成23年度役員会一同

★ 例会当番について

- ・例会当番の仕事は、例会日に会場で14時～17時に集まった会員の便宜を図ること。
- ・当番は原則3名（佐々木、金城、山田）がこの順で回す。都合が悪ければ調整する。